

の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年10月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
牛水加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
荒尾市牛水 575 番地 隅倉 耕一
荒尾市牛水 742 番地 中川 徳弘
荒尾市牛水 225 番地 1 仲村 昭盛
荒尾市牛水 545 番地 宮脇 恭一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
牛水漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成15年10月10日から平成15年10月24日まで
- 5 縦覧場所
牛水漁業協同組合

熊本県告示第994号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年10月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
有明町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡有明町大字上津浦 1068 番地 川田 安次郎
天草郡有明町大字赤崎 383 番地 松本 謙造
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
有明町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成15年10月10日から平成15年10月24日まで
- 5 縦覧場所
有明町漁業協同組合

熊本県告示第995号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成15年10月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 取 消 年 月 日
株式会社 共潤	肥川 勝	熊本市御領六丁目2番61号	平成15年10月1日

熊本県告示第996号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年10月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道並びに植木都市計画下水道 熊本北部流域下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
植木町大字岩野字保立前、字堂の前、字金輪松、字西原及び字茶臼塚の全部並びに字保立、字宮迫、字福天神、字馬場、字道祖野、字塘ノ下、字壺丁畑、字鐘迫、字前田、字市場後、字市場、字上ノ原、字平松、字浄行寺、字相田、字小山、字塚園、字花立、字松山、字相田原、字狐塚、字苧折、字大迫、字亀ノ甲、字前迫、字栗尾及び字岩野山の各一部
同町大字一木字山ノ本の全部並びに字前畑、字西畑、字叶松、字中原、字居屋敷、字森ノ本、字中尾前、字南原、字井田河原、字出口、字立野及び字正林の各一部
同町大字山本字西原、字東原、字衿迫及び字今古閑の各一部
同町大字舞尾字花立、字八久保谷、字石佛、字宿畑及び字前畑の全部並びに字十王、字

- 空ノ上、字本村屋敷、字西原、字折口及び字山井川の各一部
 同町大字植木字東一丁目、字西一丁目、字東二丁目、字西二丁目、字東三丁目、字西三丁目、字東古屋敷及び字西古屋敷の全部
 同町大字広住字堀向及び字五反田の全部並びに字小道屋敷、字山後、字前田、字前畑、字立野、字水掘、字壺町田、字東平、字屋敷、字経塚、字浦田、字向原、字西原、字高野、字高見、字蟹迫、字上川、字大道、字松出、字出口、字仁連塔屋敷、字大坪、字井川迫及び字石櫃の各一部
 同町大字滴水字町裏、字長浦原、字松原、字投力塚原及び字大塚ノ元の全部並びに字十三部、字宿ノ元、字三角、字込子、字北原、字投力塚谷、字中道、字加川原、字迫、字長浦屋敷、字山ノ坊、字杉ノ本、字野中、字古閑原、字桜井、字山ノ頭及び字二本木の各一部
 同町大字投力塚字出口、字迫谷及び字宮ノ本の全部並びに字居屋敷、字岩ノ上、字堀ノ内、字前畑及び字南原の各一部
 同町大字鞍掛字南畑及び字牛相の各一部
 同町大字小野字居屋敷、字東ノ前、字小町前、字前田、字横枕、字鳥帽子、字野中及び字出口の各一部
 同町大字鑑田字野入、字六反、字永割、字向坂、字出口、字東原、字寒田、字町原、字柳之本、字北中尾、字桜井、字坂本、字島田及び字才又の各一部
 同町大字平野字東谷、字東原、字中原、字西中原、字西原及び字西谷の各一部
 同町大字荻迫字四ツ塚、字八反畑、字亀甲、字前畑、字荻原、字下古閑、字前田、字表畑、字居屋敷、字明神浦、字萩山及び字狐塚の各一部
 同町大字木留字嵐、字鬼塚、字狐塚及び字大下の各一部
 同町大字大和の全部
- 3 都市計画の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 997 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画道路 3・4・59号 新山境ノ松線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 菊陽町大字津久礼字新山、字下沖野及び上迎原の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 998 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画道路 3・3・9号 池田町花園線
 熊本都市計画道路 3・4・28号 戸坂花園線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 熊本市上熊本二丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、島崎二丁目、島崎六丁目、横手三丁目、横手四丁目及び横手五丁目の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 999 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 10 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子